諮問番号：令和６年度諮問第　５号

答申番号：令和６年度答申第１２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和５年２月２１日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第９項において準用する同条第３項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

生活扶助の中から仕事などに使う経費を出しているのに、認めてくれないのは極めて遺憾である。本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が令和４年１２月２１日に離職したことを確認したことから、令和５年２月２１日付けで同年３月分の保護費から就労収入の認定を削除する本件処分を行ったことが認められる。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の２のとおり、収入の認定は月額によることとされており、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、適正に認定することとされている。

処分庁は、審査請求人が令和４年１２月２１日をもって離職したことから、令和５年２月１日に、同年３月以降の保護費の算定から就労収入の認定を削除することとし、同年２月２１日付けで同年３月分の保護費から就労収入の認定を削除したことが認められるが、処分庁が行った判断及び手続に不合理な点は認められない。

（３）審査請求人は、仕事等に使う経費を出しているのに認めてくれない旨主張する。

　　 次官通知第８の３（１）ア（イ）のとおり、勤労収入を得るための必要経費としては、基礎控除〔額〕表によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされているところ、審査請求人は令和４年１２月２１日に離職しており、収入を得ていないことから、本件処分において、必要経費の認定を行う必要性は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）次に、審査請求人の令和５年３月分の保護費についてみると、処分庁は、審査請求人の基準生活費７７，２４０円、冬季加算２，６３０円、障害者加算１７，８７０円、住宅扶助費４０，０００円の合計１３７，７４０円を算定し、支給したことが認められる。

本件処分において、処分庁が算定した審査請求人の令和５年３月分の保護費は、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）別表第１第１章及び第２章２に照らし違算はなく、処分庁の判断に誤りは認められない。

（５）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁に対し縷々不満を述べているが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に対する事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

（６）本件処分通知書には、処分の理由として、「就労収入額の削除を行いま　す。」と記載されている。

　　　処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

　　　本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

　　　処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

（７）上記以外の違法性又は不当性についての検討

　　　他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和６年６月２８日　　諮問書の受領

令和６年７月　３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：７月１７日（審査請求人から７月１８日受領）

口頭意見陳述申立期限：７月１７日（審査請求人から７月１８日受領）

令和６年７月１９日　　第１回審議

令和６年８月３０日　　口頭意見陳述の実施

第２回審議

　令和６年９月３０日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）保護の基準別表第１第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７７，２４０円、地区別冬季加算額は２，６３０円である。また、第２章２は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は１７，８７０円である。

（４）次官通知第８の２は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

　　　なお、次官通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第８の３（１）アは、（ア）において、勤労（被用）収入について、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」と、（イ）において、「勤労収入を得るための必要経費としては、（４）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。

（６）次官通知第８の３（４）は、「（前略）勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。（後略）」と記している。

（７）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（７）は、「扶助費支給額（中略）の算定（中略）は、次により行なうこと。」とし、オにおいて、「（前略）客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和３年１０月１日、処分庁は、審査請求人に対し保護を開始した。

（２）令和５年１月４日、処分庁は、審査請求人から、令和４年１２月２１日に離職した旨が記載された「離職届」の提出を受けた。

（３）処分庁は、令和５年２月１日、審査請求人から１月分の給与明細書等の提出を受けて収入更正を行い、見込み保護費との差額８３０円の追加支給を決定した。

（４）処分庁は、令和５年２月２１日、令和５年３月分の保護費の算定に当たり、審査請求人が離職したことを受け、前月まで行っていた就労収入の見込み額の認定を行わないこととし、審査請求人に対し、生活扶助費を１３７，７４０円とする本件処分を行った。保護決定理由の欄には、「就労収入の削除を行います。」と記載されていた。

（５）令和５年３月１日、審査請求人は本件審査請求を行った。

（６）その後、審査請求人は複数の補正書を提出し、保護を取り消さないで欲しい旨を述べているものの、最終的には本件処分の取消を求める旨の補正書を提出するに至った。

（７）令和５年６月２５日付けで、審査請求人は、反論書とともに従前と同内容の主張を記載した審査請求書を提出したが、審査庁が審査請求人にその意図を確認したところ、審査請求書としてではなく反論書の添付書類として提出したものであるとの回答であった。審査請求人はその中で、審査請求人が二回目に提出した診断書の病名（〇〇〇）が考慮されていない旨を主張している。

３　判断

（１）処分庁は、審査請求人から提出された離職届により、審査請求人が令和４年１２月２１日に離職したことを確認したため、令和５年２月２１日付けで、令和５年３月分の保護費から就労収入の認定を削除する本件処分を行ったことが認められる。

（２）次官通知第８の２のとおり、収入の認定は月額によることとされており、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、適正に認定することとされている。

処分庁は、審査請求人が令和４年１２月２１日をもって離職したことから、令和５年２月１日に、同年３月以降の保護費の算定から就労収入の認定を削除することとし、同年２月２１日付けで同年３月分の保護費から就労収入の認定を削除したことが認められる。

また、審査請求人の令和５年３月分の保護費についてみると、処分庁は、審査請求人の基準生活費７７，２４０円、冬季加算２，６３０円、障害者加算１７，８７０円、住宅扶助費４０，０００円の合計１３７，７４０円を算定し、支給したことが認められる。

以上のことから、本件処分において、処分庁が算定した審査請求人の令和５年３月分の保護費は、保護の基準別表第１第１章及び第２章２に照らし違算はなく、処分庁が行った判断及び手続に不合理な点は認められない。

（３）審査請求人は、仕事等に使う経費を出しているのに認めてくれない旨主張する。

　　次官通知第８の３（１）ア（イ）のとおり、勤労収入を得るための必要経費としては、次官通知第８の３（４）における別表「基礎控除額表」によるほか、社会保険料等の実費の額を認定することとされており、また、局長通知第１０の２（７）オにおいて、扶助費支給額の算定に当たっては「客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。」とされているところ、処分庁は、審査請求人が提出した離職届により令和４年１２月２１日に審査請求人が離職し、収入を得ていないという事実を踏まえ、就労収入の見込み額の認定を行わないことを決定したものであり、本件処分は客観的事実に即したものといえる。そして、就労収入のない状況においては、必要経費を考慮することはできない。

これらのことから、処分庁が行った判断及び手続に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（４）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（５）なお、審査請求人は、本件審査請求後も、補正書を繰り返し提出している。

元来、本件処分は、就労収入の認定を行わないという変更であって、一般に保護費ないし支給額を増やす方向に作用するのであり、その意味では審査請求人にとって不利になる内容とは言えない。それにもかかわらず、審査請求人は本件処分の取消を請求しているところ、その理由は必ずしも明確ではないが、審査請求人の主張の趣旨は、新たに提出した診断書に記載されている「〇〇〇」の病症を処分庁が考慮に入れていないのは理不尽である、あるいは、これを考慮していたならば，必要経費の認定や支給額の増額に繋がったはずであるから納得し難い、ということとも推察される。しかし、仮にそうであるとしても、本件処分は、離職に伴い就労収入の認定を削除するものであるから、処分庁が「〇〇〇」の病症を考慮していたか否かは、本件処分の当否に影響を及ぼすものではない。

以上を踏まえても、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第６　付言**

　　本件処分についての当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下　　の点について付言する。

本件処分の通知書には、処分の理由として、「就労収入の削除を行います。」と記載されており、理由付記において処分の根拠となる法令や通知についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

　　処分庁は、以上の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）一高　龍司

委員　　　　　渋谷　麻衣子

委員　　　　　西上　　治